

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	農林水産部
監査の種類	平成27年度 定期監査（27監第26号 平成27年11月10日報告）

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1 収入事務（その1）</p> <p>証明手数料の収入事務において、指定金融機関等への払込み及び調定期が遅延している例が認められた。</p> <p>※ 法定外公共物の機能の有無に係る証明手数料として平成27年4月22日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月23日（木）までには払い込まなければならないにもかかわらず、同月24日（金）に払い込まれていた。</p> <p>また、当該手数料は、市財務規則第37条第1項第4号に規定する随時の収入金で納入通知書を発しないものに該当することから、その調定は、手数料を徴収した平成27年4月22日に行わなければならないが、同月24日に遅延して行われていた。</p> <p style="text-align: right;">（農地課）</p>	<p>証明手数料については、いわき市財務規則第49条の3により、その日のうちに指定金融機関に払い込まなければならないことは理解していたものの、徹底が不十分であったため遅延が生じてしまいました。</p> <p>監査結果報告後は、調定の時期についても、収入のあった時に速やかに起案決裁を受けるよう徹底したうえで、払込みが指定金融機関の営業終了後となる場合は、課所有の金庫に保管し、翌日の払込みに遅延が生じないように再発防止に努めてまいります。</p>
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>川前活性化センターの使用料の減免に係る事務において、規則で定められた事務処理が行われていない例が認められた。</p> <p>※ 市川前活性化センター条例施行規則第4条第2項の規定により、使用料の減免を受けようとするものは、川前活性化センター使用料減免申請書（第1号様式）により市長に申請し、市長は、使用料の減免をす</p>	<p>川前活性化センターの使用については、平成17年度の指定管理者制度への移行に伴い、使用許可権限が指定管理者となりました。しかし、使用料の減免については、市長の権限で行わなければならないにもかかわらず、指定管理者制度移行前の旧様式を引き続き使用していたため、市が行うべき減免申請書の受領並びに減免通知書の交付手続きを行っておりません</p>

是正改善を要する事項	措置した内容
<p>るときは、同規則同条第4条第4項の規定により川前活性化センター使用料減免通知書(第2号様式)を申請者に交付しなければならないとされているが、同規則に基づき事務を処理せず、規則改正前の旧様式である川前活性化センター使用許可申請書を使用し、減免に係る事務処理を行っていた。【類例1件あり】</p> <p style="text-align: right;">(農地課)</p> <p>3 支出事務</p> <p>土地の転貸借に係る支出事務において、平成27年度分の賃借料について支出負担行為がなされていない例が認められた。</p> <p>※ 公益財団法人福島県農業振興公社との土地の賃借契約(利用権設定)については、契約期間を平成23年7月1日から平成29年6月30日までとし、平成23年7月1日付けで契約を締結しているが、監査実施時点(平成27年9月8日)において、地方自治法第232条の3及び市長期継続契約事務取扱要綱第5条第1号の規定に基づく平成27年度分の支出負担行為が行われていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(農業振興課)</p>	<p>でした。</p> <p>監査結果報告後は、指定管理者に対し、規則に定められた様式を使用して受付するよう適切に事務処理を進めるように指示いたしました。</p> <p>また、農地課においても、指定管理者より送付を受けた減免申請書を受領・精査し、減免に該当する場合は減免通知書を適切に交付するよう事務処理の徹底に努めてまいります。</p> <p>当該事項については、事務引継における確認不足により支出負担行為の起票を遺漏したものであり、監査結果報告を受けた後、平成27年4月1日付けで支出負担行為を行いました。</p> <p>今後は、会計年度初日に処理すべき事務をリストアップし、事務引継時に十分に確認するとともに、複数の職員による厳重なチェックを行うなど、再発防止の徹底に努め、適正に事務処理をしてまいります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	農林水産部
監査の種類	平成27年度 定期監査（27監第26号 平成27年11月10日報告）

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 収入事務 （境界確定事務取扱要領の改正の検討について）</p> <p>農地課が所管する農道等の境界査定に関する事務のうち、勿来・田人地区管内のものについては、勿来支所経済土木課（以下「勿来支所」という。）が境界査定を行うとともに、申請者に対して土地境界に関する調査証明書を交付し、当該手数料については納入通知書兼領収証書・受入通知書兼領収済通知書（第15号様式）を発行して申請者に納付させている。</p> <p>勿来支所の事務処理は、土木部、農林水産部、財政部の3部の協議により策定された「境界確定事務取扱要領（以下「要領」という。）（平成19年4月1日施行）第13条の規定に基づき行われているものだが、市手数料条例（以下「条例」という。）第3条ただし書きにおいては、手数料は証明書の交付の際に納付する旨規定されていることから、要領が条例の規定と整合が取れていない状況が発生している。</p> <p>また、同じ農林水産部の林務課では、同様の土地境界に関する調査証明書交付に係る手数料は条例の規定に基づき事務処理が行われており、その取扱いが異なっている。</p> <p>このことから、農林水産部は、要領に基づき事務処理を行っている関係各部と協議を行い、条例との整合性が図れるよう要領の改正について検討されたい。（農地課）</p>	<p>監査結果報告を受けた後に、全支所に対し、いわき市手数料条例に基づき、事務処理を行うよう通知いたしました。</p> <p>また、「境界確定事務取扱要領」については、土木部、財政部と協議のうえ、次のとおり改正いたしました。</p> <p>（改正前） 第13 境界確定事務についての手数を「いわき市手数料条例」に基づき徴収するものとし、境界確定同意の通知と併せ、<u>納入通知書兼領収証書・受入通知書兼領収済通知書を発行する。</u></p> <p>（改正後） 第13 境界確定事務についての手数を「いわき市手数料条例」に基づき徴収するものとし、境界確定同意の通知と併せ、<u>「いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）」第49条の2第1項に定める領収証書を交付する。</u></p>

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>2 契約事務 (長期継続契約の適用の検討について) 湯の岳山荘警備業務委託については、同一業者と複数年にわたって単年度契約を続けているが、平成 21 年 11 月に契約事務の効率化等を目的とした「いわき市長期継続契約に関する条例」が施行されており、「庁舎等に機器を設置して行う警備に係る役務の提供を受ける契約」については、長期継続契約の適用が可能となっていることから、契約の実態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(林務課)</p>	<p>長期継続契約の適用が可能な業務委託であることから、平成 28 年度の契約更新時に長期継続契約として対応することといたします。</p>